
北海道商工業振興審議会条例(抜粋)

昭和37年4月9日

条例第28号

(部会)

第5条 審議会に専門的事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

3/26 開催の北海道商工業振興審議会において
「北海道産業振興条例助成制度検討部会」の
設置を承認済み

北海道商工業振興審議会条例施行規則(抜粋)

昭和38年11月12日

規則第131号

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会長)

第6条 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

4 第2条及び第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある」とあるのは「部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準

3 附属機関等の運営

附属機関等の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

(2) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号(以下「情報公開条例」という。))第26条の規定により、原則として会議(連絡調整会議にあっては、法令等、要綱及び要領等で設置されたものに限る。)は、公開とする。